

○東京藝術大学附属図書館長候補者推薦規則

〔平成10年12月17日〕
制 定

改正 平成16年4月22日 平成25年10月24日
平成26年7月17日 平成28年3月24日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学部局長選考規則（以下「選考規則」という。）第12条の規定に基づき、東京藝術大学附属図書館長（以下「図書館長」という。）候補者の推薦その他必要な事項について定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 美術学部教授会、音楽学部教授会、映像研究科教授会、国際芸術創造研究科教授会及び選考規則第2条第2項に規定する部局長推薦会議（以下「推薦会議」という。）は、学長からの要請に基づき、図書館長候補者を選出し、学長に推薦する。

(投票及び推薦手続き)

第3条 図書館長候補者の推薦は、投票により行う。

2 投票に関する事項は、当該教授会又は推薦会議が別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、図書館長候補者の推薦等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年12月17日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在任する館長の任期は、平成12年7月31日までとする。
- 3 東京芸術大学附属図書館長選考規則（昭和42年4月20日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月22日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在任する館長の任期は、平成16年7月31日までとする。
- 3 この規則の施行後、初めて選考される館長の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。